

## 西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月23日(水)午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階大会議室

3. 出席委員 36名

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	志波 豊	○		2番	宇都宮久幸	○		3番	井上 一郎	○	
4番	泉原 猛男	○		5番	上甲 好文	○		6番	山岡 史朗	○	
7番	西森真一郎	○		8番	上杉 和博	○		9番	増田 隆	○	
10番	末光 則男	○		11番	三瀬 昇	○		12番	和家 稔	○	
13番	橋本 勝	○		14番	河野 昌博	○		15番	菊池マキ子	○	
16番	清家 純一	○		17番	五藤 忍	○		18番	沖野 泰	○	
19番	高岡 常夫	○		20番	井関 吉博	○		21番	武田 孝司		○
22番	平野 治	○		23番	柴田 翔	○		24番	西本 定義	○	
25番	福井 純一	○		26番	金寄 長志	○		27番	大久保 卓	○	
28番	宇都宮文隆	○		29番	谷口 誠	○		30番	松末 正	○	
31番	平井 一清	○		32番	山内 正紀	○		33番	松浦 榮喜	○	
34番	宇都宮幸紀	○		35番	越智 三英	○		36番	川上 栄子	○	
37番	三好三智男	○		38番	松本 薫		○				

4. 欠席委員 2名 21番 武田 孝司 38番 松本 薫

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第36号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第37号 非農地現況証明について
- 日程第5 報告第38号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第6 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第45号 農地転用事業計画変更による承認申請について
- 日程第10 議案第46号 農用地利用集積計画の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 兵頭 健二	事務局次長 和氣 右記
農地係長 橋本 欽司	主 査 梶原 千生

7. 会議の概要

局 長	ただ今から令和2年9月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして志波会長より、あいさつを申し上げます。
会 長	(会長開会あいさつ)
局 長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則により志波会長が務めます。
議 長	それでは、ただ今から9月定例総会を開催いたします。本日の出席委員は農業委員 19名中 19名、農地利用最適化推進委員 19名中 17名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお番委員、21番武田委員、38番松本委員から欠席の旨、通告がありましたので、報告いたします。
議 長	次に、日程第1、「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
議 長	異議なしと認めます。
議 長	それでは、4番泉原委員、34番宇都宮委員のお二人をお願いします。
議 長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
議 長	会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
議 長	異議なしと認めます。
議 長	よって、会期は、本日1日間と決定しました。
議 長	次に、日程第3、報告第36号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
主 査	報告第36号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」ご報告いたします。議案書の2ページから3ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃貸借権の解約が4件、使用貸借権の解約が5件の合計9件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終ります。
議 長	次に、日程第4、報告第37号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
農地係長	報告第37号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。整理番号1番、申請人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇他1名から証明願いが提出されましたので、平成25年1月1日から施行されています「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、地区担当農業委員、6番山岡委員、19番高岡委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。
議 長	次に、日程第5、報告第38号「西予農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
農地係長	報告第38号「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告いたします。議案書の4ページをご覧ください。今月の西予農業振興地域整備計画の変更は3件となっています。整理番号1番、2番の変更の理由は、隣接する土地において養豚施設を建設していますが、今回さらに効率的で大規模な管理体制を実現するため、周辺の一体利用地とともに新たに6棟建設したいため、整理番号1番は農用区域に編入、整理番号2番は農業用施設用地へ用途区分変更したいとのことです。整理番号3番の変更の理由は、経営規模拡大のため、農業用倉庫・車庫を建設したいため、農業用施設用地へ用途区分変更したいとのことです。以上で「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告を終ります。
議 長	次に、議案第42号については、14番河野委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたります。よって、14番河野委員退席後、整理番号3番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。
	《14番河野委員退席》

議 長	<p>それでは、日程第6、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号3番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
主 査	<p>議案第42号、「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号3番を説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。整理番号3番の申請は、渡人〇〇〇〇から受人〇〇〇〇へ所有権移転の贈与を行うものであります。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の3ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
議 長	<p>整理番号3番をお願いします。</p>
35 番越智委員	<p>受付案件3番の案件につきまして35番越智が報告いたします。9月16日に清家委員と現地確認を行いました。受人と渡人は親子関係にあります。父親である渡人から譲受け、経営規模を拡大したいとのこと。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、機械、労働力、技術、通作距離からみても、問題ありません。下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として管理されていることを確認しました。周辺農地並びに地域営農への影響はないと思われま。</p>
議 長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。ただ今の地区担当推進委員からの報告に関しまして、地区担当農業委員から補足説明等がありましたら、報告等お願いいたします。</p>
議 長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑はありませんか。質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。日程第6、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号3番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第6、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号3番を原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>《14番河野委員着席》</p>
議 長	<p>次に、日程第6、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号1番から2番、4番から11番までの10件を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
主 査	<p>議案第42号、「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の4ページから6ページをご覧ください。整理番号3番を除く今月の農地法3条の規定による許可申請は10件でございます。権利別では、所有権移転の売買が6件、贈与が4件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の1ページから2ページ、4ページから11ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。(整理番号11番、〇〇〇〇取下げ)</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。</p>
28 番宇都宮委員	<p>受付番号1番の案件につきまして28番宇都宮が報告いたします。9月19日に和気委員と現地確認を行いました。30年前から受人の〇〇さんが耕作しているとの事です。また、許可要件を全て満たしていますので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>2番をお願いします。</p>
30 番松末委員	<p>2番の案件につきまして30番松末が報告いたします。渡人より話を伺いました。本人は高齢により体調を崩し、農作業ができないということであります。申請地は受人と農地が隣接しており、経営規模を拡大するために取得したいということです。取得後におい</p>

議 長 35 番越智委員	<p>ては、全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離から見ても問題がなく、許可要件を全て満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを 9 月 16 日に清家委員と現地確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長 20 番井関委員	<p>4 番をお願いします。</p> <p>受付番号 4 番の案件につきまして 35 番越智が報告いたします。9 月 21 日に河野委員と現地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために父親である渡人から取得したいということであります。取得後においては、全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離から見ても問題ないこと、下限面積も超えていることから許可要件を全て満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
20 番井関委員	<p>5 番から 9 番をお願いします。</p> <p>受付番号 5 番の案件につきまして 20 番井関が報告いたします。9 月 20 日に橋本委員と現地確認しました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においては全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等から見ても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件を全て満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
20 番井関委員	<p>受付番号 6 番の案件につきまして 20 番井関が報告いたします。9 月 20 日に橋本委員と現地確認しました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においては、全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件を全て満たしております。また、申請地の〇〇〇〇と〇〇〇〇は竹が生えていましたが、今、整地しており、整地後は梅などを植えるとのことです。その他は耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
20 番井関委員	<p>受付番号 7 番の案件につきまして 20 番井関が報告いたします。9 月 20 日に橋本委員と現地確認しました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においては全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件を全て満たしております。また、申請は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
20 番井関委員	<p>受付番号 8 番の案件につきまして 20 番井関が報告いたします。9 月 20 日に橋本委員と現地確認しました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においては全ての農地を利用したいということであります。取得後においては全ての農地を利用すること、下限面積も超えていることから許可要件を全て満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長 31 番平井委員	<p>受付番号 9 番の案件につきまして 20 番井関が報告いたします。9 月 20 日に橋本委員と現地確認しました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においては全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件を全て満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p> <p>10 番をお願いします。</p> <p>受付番号 10 番の案件につきまして 31 番平井が報告いたします。この案件は渡人の〇〇さんが親が亡くなったのを基に今まで耕作されていた〇〇さんに引き取ってほしいとの</p>

	<p>ことでした。受人は和牛繁殖農家で意欲的に営農に取りくんでおり、機械、労働力、技術、通作距離からも問題なく、下限面積も超えていることから許可要件を全て満たしております。また、申請地は農地として耕作されている事を9月17日に五藤委員と確認しております。</p>
<p>議長 33番松浦委員</p>	<p>11番をお願いします。 受付番号11番の案件につきまして33番松浦が報告いたします。9月13日に井上委員と、受人の家族と現地確認をしました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということでもあります。取得後においては、全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件を全て満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただ今の地区担当推進委員からの報告に関しまして、地区担当農業委員から補足説明等がありましたら、報告等お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>質疑はありませんか。質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第6、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号1番から2番、4番から11番までの10件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>全員賛成と認めます。 よって、日程第6、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号1番から2番、4番から11番までの10件を原案のとおり許可することに決定しました。</p>
<p>議長 農地係長</p>	<p>次に、日程第7、議案第43号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、整理番号1番、2番の2件を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。 議案第43号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。今月の農地法第4条第1項の規定による申請は2件でございます。転用の理由は、整理番号1番は、同居する子ども2人の自家用車駐車場と製材所勤務であるため業務上運搬用の中型トラック、軽トラックを駐車するスペースも必要となるため、申請地を露天駐車場として整備したいとのことです。整理番号2番は、亡父より相続する予定で宅地周辺を管理していますが、車の出入りする際、回転場や駐車スペースがなく不便をきたしているため、申請地をその用途として転用したいとのことです。 農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書12ページから13ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で議案の提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお願いします。整理番号1番からお願いします。</p>
<p>議長 10番末光委員</p>	<p>1番をお願いします。 1番を10番末光が報告いたします。9月17日に福井委員と現地確認を行いました。受付番号1番の申請は、同居する子供2名が成人し、自家用車の駐車場が必要となったこと、二人とも製材所で勤務しており、運搬用の中型トラック及び軽トラックの駐車場として整備されるものです。申請地の周りは、水路となっており表土流出を防止するため、碎石で覆土するとのことであり、周辺農業への支障はないものと思われま。</p>
<p>議長</p>	<p>2番をお願いします。</p>

8 番上杉委員	<p>2 番を 8 番上杉が報告いたします。9 月 18 日に松本委員と現地確認を行いました。2 番の申請は住宅周辺での車の回転場所や駐車スペースを作りたいとの申請です。申請地は、住宅横、倉庫前となっており、周辺農業への支障はないものと思われま</p>
議 長	<p>現地の状況につきましては、地区担当農業委員からの報告がありました。</p>
議 長	<p>ただ今の地区担当農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告等お願いいたします。</p>
議 長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑はございませんか。質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第 43 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、整理番号 1 番、2 番の 2 件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第 7、議案第 43 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、整理番号 1 番、2 番の 2 件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 8、議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、整理番号 1 番から 7 番までの 7 件を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>議案第 44 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 7 ページから 8 ページをご覧ください。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による申請は 7 件でございます。権利別では、所有権移転の売買が 6 件、賃貸借権の設定が 1 件です。転用の理由は、整理番号 1 番、2 番は、再生可能エネルギーが注目される中、固定買取制度が安定している間に、太陽光発電の設備認定を受け、まとまった収入を得て安定した経営を図りたいとのことです。整理番号 3 番は、借入人は、〇〇〇〇に居住していますが、この度申請地を借り受け、地球温暖化対策につながる太陽光発電事業を行いたいとのことです。整理番号 4 番は、受入人は〇〇〇〇在住ですが、申請地を譲り受け、CO2削減により地球温暖化対策につながる太陽光発電事業を行いたいとのことです。整理番号 5 番は、平成 30 年豪雨災害により敷地が被災したため、現在は間借りしているもの手狭であり、地域に施設が不足していることもあり、今回申請地を譲り受け、障がい者（児）施設を新設したいとのことです。整理番号 6 番は、受入人は平成 30 年豪雨災害にあったため、申請地を譲り受け、事務所を移転し事業展開を図りたいとのことです。整理番号 7 番は、平成〇年〇月〇日付、〇号で許可された土地（〇〇〇㎡）に加え、今回申請地と里道の払い下げを行い、新たに豚舎 6 棟を建設し、効率的で大規模な管理体制を実現したいとのことです。農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書 14 ページから 20 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
議 長	<p>続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>整理番号 1 番、2 番をお願いします。</p>
19 番高岡委員	<p>1 番 2 番を 19 番高岡が一括して報告いたします。9 月 16 日に谷口委員と現地確認を行いました。受付番号 1 番 2 番の申請は、再生可能エネルギーが注目される中、固定買取制度が安定している間に太陽光発電の設備認定を受け、まとまった収入を得て安定した経営を図りたいと思い申請したとのことであります。隣接地には、すでに発電施設が設置されており、敷地内を整地することで土砂流入を防止し被害を及ぼさないようにする事で周辺農業への支障は無いと思われま</p>
議 長	<p>3 番、4 番をお願いします。</p>
5 番上甲委員	<p>3 番を 5 番上甲が報告いたします。9 月 20 日に大久保委員と現地確認を行いました。</p>

5 番上甲委員	<p>受付番号3番の申請は、以前は栗園でしたが、管理困難になり申請地を借り受け、地球温暖化対策につながる太陽光発電事業を行いたいとのことです。敷地には土砂流出防止のため、透水性の防草シートを敷き、雨水は地面に自然浸透させる、周辺には受人の園地があるだけで、周辺農業への支障はないものと思われます。</p>
議 長	<p>4番を5番上甲が報告いたします。9月20日に大久保委員と現地確認を行いました。受付番号4番の申請は、以前栗園でしたが荒廃地になり手放したいとのことです。受人は、〇〇〇在住ですが、申請地を譲り受け、地球温暖化対策につながる太陽光発電事業を行いたいとのことです。敷地には土砂流入防止のため透水性の防草シートを敷き、雨水は地面に自然浸透させる、また、周辺には農地もなく周辺農業への支障はないものと思われます。</p>
11 番三瀬委員	<p>5番、6番をお願いします。</p> <p>5番を11番三瀬が報告いたします。9月19日に柴田委員と現地確認を行いました。受付番号5番の申請は、申請人が障害者（児）施設を経営しておりますが、豪雨災害で施設が被災したため、今回、申請地に施設を新設したいということです。受人より数ヶ月前より転用の説明は聞いておりました。建物の配置計画も農地及び周辺農業への支障はないものと思われます。</p>
11 番三瀬委員	<p>6番を11番三瀬が報告いたします。9月19日に柴田委員と受人立会いのもと、現地確認を行いました。受付番号6番の申請は、申請人が水道工事業を営んでおりますが、豪雨災害で被災したため、今回高台にある申請地に移設し、倉庫兼事務所棟を建築して、資材置き場、駐車場を整備したいということです。隣接する農地は赤道向かいに家庭菜園がありますが、排水は侵入しない計画です。日陰を配慮し、地権者には話し合いを行うよう指導しました。</p>
議 長	<p>7番をお願いします。</p> <p>7番を13番橋本が報告いたします。9月20日に責任者と井関委員と共に現地確認を行いました。申請地は現地の施設に隣接する農地を造成に種豚場6棟を建設するものです。隣接地は山林であり、周辺農業への支障はないものと思われます。</p>
議 長	<p>現地の状況につきましては、地区担当農業委員からの報告がありました。</p> <p>ただ今の地区担当農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告等お願いいたします。</p>
議 長	<p>補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑はございませんか。質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、整理番号1番から7番までの7件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第8、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、整理番号1番から7番までの7件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、日程第9、議案第45号「農地転用事業計画変更による承認申請について」、を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>議案第45号、「農地転用事業計画変更による承認申請について」説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。この申請は、当初計画において豚舎など8棟建設する計画をしていましたが、専門家との協議により疾病予防のために、棟数を増やし、消毒ゲート・プロパン庫および管理棟を建設し、5条申請で追加する分を含めて、全28棟建設するよう変更したいため、事業計画変更の承認申請が提出されたものであります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお</p>

13 番橋本委員	<p>願います。整理番号1番をお願いします。</p> <p>1番を13番橋本が報告いたします。9月20日に責任者と井関委員と共に現地確認を行いました。1番の申請は当初の計画より事業敷地を拡張するものでありますが、隣接地は山林であり、周辺農業への支障はないものと思われませんが、下流には集落があり、大雨当により急激な水量の増加が発生するものと思われるため、調整池等の対策を取るよう要望しました。また、許可を受けようとする土地の利用状況の中で、〇〇〇〇、〇〇〇〇は栗が植えられています。</p>
議 長	<p>現地の状況につきましては、地区担当農業委員からの報告がありました。ただ今の地区担当農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告等お願いいたします。</p>
議 長	<p>補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑はありませんか。質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第9、議案第45号「農地転用事業計画変更による承認申請について」、整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第9、議案第45号「農地転用事業計画変更による承認申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第46号については、17番五藤委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。</p>
議 長	<p>《17番五藤委員退席》</p>
議 長	<p>それでは、日程第10、議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
次 長	<p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、13件でございます。議案書の9ページから10ページをご覧ください。西予市長より令和2年9月7日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が3件、新規の利用権設定の計画が8件です。利用権の設定をする者が9名、利用権の設定を受ける者が8名、うち認定農業者が4名でございます。利用権設定の面積は46,493㎡、筆数が50筆です。所有権の移転をする者は、整理番号1番、〇〇〇、〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積は25,404㎡で、認定農業者です。所有権を移転する面積は7,029㎡、筆数は17筆です。所有権移転の時期は令和2年10月1日、対価は345,500円となっております。整理番号2番、所有権の移転をする者は、〇〇〇、〇〇〇、所有権の移転を受ける者は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、年齢〇歳、経営面積は29,815㎡で、認定農業者です。所有権を移転する面積は1,886㎡、筆数は3筆です。所有権移転の時期は令和2年10月1日、対価は200,000円となっております。利用権設定及び所有権の移転をする者が合計で11名、利用権設定及び所有権の移転を受ける者が合計で10名、うち認定農業者が6名、面積が55,408㎡で筆数が70筆です。</p>
議 長	<p>以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の提案説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第10、議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定及び所有権移転の13件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>



議 長

よって、日程第 10、議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の 13 件は原案のとおり決定しました。

《17 番五藤委員着席》

以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。

9 月定例総会は午後 2 時 16 分閉会した。